

○防衛省告示第百十六号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十七年六月十九日

防衛大臣 中谷 元

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
六ヶ所対空射撃場水域 （青森県上北郡六ヶ所 村地先）	一区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度 二三分一二秒の基点を中心とする半径二 〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度 から一三三度までの射界を形成する扇形区 域内の海面	一区域 平成二十七年七 月一日から同年八 月三十一日までの 間、毎日午前八時 から午後七時まで	全ての漁船 の操業の禁 止
二区域	二区域	二区域	二区域

北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度
二三分一二秒の基点を中心とする半径一
〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度
から一三三度までの射界を形成する扇形区
域内の海面

平成二十七年九
月一日から同年十
一月五日までの
間、毎日午前八時
から午後七時まで